23　22の欄は、申請に係る人工衛星の打上げ予定年月日（既に打ち上げられている場合には、その打上げ年月日）を記載すること。

24　23の欄は、「15年（平成何年まで）」のように使用可能期間を年数で記載すること。再免許の申請の際は、申請提出の際の使用可能期間を記載すること。

25　24の欄は、21の欄で記載した人工衛星の軌道又は位置の欄以外の、人工衛星局の設置場所等に係る情報（ロケット打上げ後の投入軌道位置から静止軌道位置までの間など）に関して記載すること。

26　25の欄は、目的を遂行できる位置の範囲として、免許申請を行う人工衛星局の目的が遂行できる人工衛星の位置の範囲を記載すること。

27　26の欄は、予備衛星がある場合に限り、申請に係る人工衛星局（宇宙局を含む。以下同じ。）が開設される宇宙物体と同一の特性を有する宇宙物体であつて、軌道予備となつているものの数を「１機」のように記載すること。

28　27の欄は、同一の特性をもつ宇宙物体であつて地上にあるものに限り、人工衛星の数の欄に開設される人工衛星局と同一の特性を有する宇宙物体であつて、地上にあるものの数を記載し、打上げ予定時期の欄に当該宇宙物体の打上げ予定年月日を記載すること。

29　28の欄は、人工衛星の打上げ場所を「日本　種子島宇宙センター」のように記載すること。

30　29の欄は、国際連合に登録した国際標識番号を記載すること。

31　30の欄は、人工衛星の姿勢制御方式を「三軸安定方式」のように記載すること。

32　31の欄の記載は、人工衛星を所有する者の名称を記載すること。

33　32の欄は、人工衛星を打ち上げる時に使用するロケットの名称を記載すること。

34　33の欄は、受信のみを目的としている無線設備を有している場合に限り、その設置場所を、移動する受信設備の場合にあつては、移動範囲を記載すること。

35　34の欄の記載は、次によること。

⑴　４の欄が「有」に該当する場合は、その内容について記載すること。

⑵　申請に係る無線局と無線通信回線を構成する無線局が外国にある場合はその旨及び当該国の名称を記載すること。

⑶　当該無線局の送信設備が施行規則第11条の３第３号の規定により周波数測定装置の備付けを要しないものであるときは、使用周波数の測定を受けることとなっている相手局の名称及び識別信号又は免許人が別に備え付けた周波数測定装置の設置場所、検定規則第８条第１項の型式名及び検定番号並びに台数を記載すること。

⑷　他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。第15条第２項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の免許の番号を記載すること。

⑸　主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、その従たる目的の遂行が主たる目的の遂行に支障を及ぼすおそれがないことを示す事項を記載すること。

⑹　その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること。

36　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

37　無線局事項書（添付図面を除く。）の写しの用紙は、この様式の定める規格の用紙とする。

38　第２条第３項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、当該併せて行う業務に係る事項を含めて記載すること。